

# 金融

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の概要および実務上の留意点について

全国銀行協会

みずほフィナンシャルグループ 伊藤 彰志

全国銀行協会 伊東 達彦

郵政民営化の歴史と課題

全国銀行協会 磯邊 良太

自己資本比率規制のこれまでの変遷について

～全国銀行協会における対応にも付言して～

全国銀行協会 田出 有紀

全国銀行協会紛争解決等業務の実施状況  
（平成27年度第3四半期） 全国銀行協会

一般社団法人

全国銀行協会

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の概要および実務上の留意点について

一般社団法人全国銀行協会委員会室調査役

株式会社みずほフィナンシャルグループ企画管理部全銀協会長行室調査役 伊藤 彰 志

一般社団法人全国銀行協会企画部副調査役 伊東 達彦 3

郵政民営化の歴史と課題

一般社団法人全国銀行協会金融調査部副調査役 磯 邊 良 太 20

自己資本比率規制のこれまでの変遷について

～全国銀行協会における対応にも付言して～

一般社団法人全国銀行協会金融調査部 田 出 有 紀 35

全国銀行協会紛争解決等業務の実施状況（平成27年度第3四半期）

一般社団法人全国銀行協会全国銀行協会相談室・あっせん委員会事務局 52

内外経済日誌/2016年1月中旬～2016年2月下旬 72 銀行定期刊行物の論文・記事 86

銀行図書館の受入新刊書/2016年1月中 84 会員紹介（第36回） 88

金融資料/2016年1月中旬～2016年2月下旬

## 国 内

### [政治・経済]

政府、イランの核問題に関する国連安保理決議第2231号に基づく措置を履行 76

法制審議会、「商法（運送・海商関係）等の改正に関する要綱」を答申 76

### [金 融]

金融庁および総務省、「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（案）」を公表 76

金融庁、新生銀行の経営健全化計画の変更計画を公表 77

日銀、「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を決定 77

日銀、「経済・物価情勢の展望（2016年1月）」を公表 77

全銀協、米商品先物取引委員会（CFTC）による市中協議文書「スワップディーラー登録の適用除外に係る閾値」に対するコメントを提出 79

全銀協、米連邦準備制度理事会（FRB）による市中協議文書「米国G-SIBsおよび米国外G-SIBsの米国中間持株会社（IHC）に係る新たな総損失吸収力（TLAC）、長期負債（LTD）およびクリーン持株会社に係る規制案」に対するコメントを提出 79

全銀協、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）による市中協議文書「簡素で、透明性が高く、比較可能な証券化商品の自己資本規制上の取扱い」に対するコメントを提出 80

全銀協、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）による市中協議文書「TLAC保有」に対するコメントを提出 80

全銀協、米商品先物取引委員会（CFTC）による市中協議文書「DRAFT TECHNICAL SPECIFICATIONS FOR CERTAIN SWAP DATA ELEMENTS」に対するコメントを提出 80

全銀協、BIS決済・市場インフラ委員会（CPMI）および証券監督者国際機構（IOSCO）代表理事会による市中協議報告書「固有商品識別子の調和」に対するコメントを提出 81

## 海 外

G20財務大臣・中央銀行総裁会議、声明を公表 81

証券監督者国際機構（IOSCO）、「EURIBOR、LIBORおよびTIBORの運営機関における金融指標に関するIOSCO原則  
の実施状況に関する第二次レビュー」を公表 82

---

## 統 計 表

S1

Kin'yu (ISSN 0287-9964)

本文用紙は再生紙を使用しています。

©2016 by Japanese Bankers Association

〔全銀協ホームページ <http://www.zenginkyo.or.jp>〕

# 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」 の概要および実務上の留意点について

一般社団法人全国銀行協会委員会室調査役 伊 藤 彰 志  
株式会社みずほフィナンシャルグループ企画管理部全銀協会長行室調査役  
一般社団法人全国銀行協会企画部副調査役 伊 東 達 彦

I. はじめに  
II. 本ガイドライン策定の経緯  
III. 本ガイドラインの概要および実務上の留意点

IV. 態勢整備・周知啓発  
V. おわりに

## I はじめに

平成27年12月25日、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」（座長：富永 浩明 富永浩明法律事務所 弁護士）（以下「本研究会」という。）は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。なお、項番号を示すときは「GL（項番号）」とする。）および「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインQ&A」（以下「Q&A」という。なお、Q&Aの番号を示すときは「Q.（番号）」とする。）を策定・公表した。本研究会の事務局が一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」という。）内に置かれた<sup>1</sup>。筆者はその事務局運営に携わったことを踏まえ、本ガイドライン等の概要やその実務上の課題として現段階で想定されるものに関して本稿において解説することとした

い。なお、本稿のうち意見にわたる部分は筆者の私見であり、本研究会および全銀協の見解を示すものではないことを予めお断りする。

## II 本ガイドライン策定の経緯

### (1) 東日本大震災に関するガイドラインの策定

平成23年3月11日に発生した東日本大震災はわが国に未曾有の被害をもたらした。この影響によって、住宅ローンを借りている個人や事業性資金を借りている個人事業主等が、既往債務の負担を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題が考えられた。政府においても、同年6月17日に開催された二重債務問題に関する関係閣僚会合において、東日本大震災の被災地域におけるいわゆる「二重債務問題」への政府の対応策を示した「二重債務問題への対応方針」がとりまとめられた<sup>2</sup>。その中で、「旧債務、新債

<sup>1</sup> このため、全銀協ウェブサイトにおいて本ガイドライン等の策定について公表するとともに、特設サイトを設けて関連情報を随時掲載している（WEBサイトのURLは平成28年2月26日時点。以下本稿において同じ。）。  
<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/news/detail/nid/5685/>  
<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/disaster-guideline/>

<sup>2</sup> <http://www.cas.go.jp/jp/siryou/nijusaimu.html>

# 郵政民営化の歴史と課題

一般社団法人全国銀行協会金融調査部副調査役 磯 邊 良 太

- I. はじめに
- II. 郵便貯金事業の肥大化
- III. 日本郵政公社の発足
- IV. 日本郵政株式会社の発足

- V. 日本郵政等の上場
- VI. 預入限度額の引上げ
- VII. 完全民営化に向けて

## I はじめに

2015年11月4日、日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行および株式会社かんぽ生命保険は東京証券取引所に上場した。この株式上場は、郵政事業を民営化していくうえで欠かすことのできない重要なステップであり、また、日本郵政グループ3社に政府以外の株主が登場することで、郵政民営化は新たな局面を迎えることが期待される。すでにゆうちょ銀行と民間金融機関は協調・連携を開始しているが、これをさらに進めることで、ゆうちょ銀行を含む日本郵政グループのさらなる企業価値の向上、ひいてはわが国の成長戦略や地方創生の実現につなげていくことが可能と考えられる。

一方で、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた具体的な道筋は依然として示されておらず、今回の株式上場後も政府関与が残存することを踏まえれば、民間金融機関との公正な競争条件は確保されているとは言い難い。

本稿は、郵便貯金制度創設期からの歴史、

ならびにこれまで長年にわたり国民経済の健全な発展を促す観点から郵便貯金事業の問題点の改善を求めてきた全銀協の活動を中心に振り返り<sup>1</sup>、日本郵政グループ3社が株式上場した現在も残る課題を再確認するものである。

なお、本稿のうち意見にわたる部分は執筆者の私見であり、当協会の見解を示すものではない。また、文中に登場する名称および肩書き等は当時のものを使用している。

## II 郵便貯金事業の肥大化

郵便貯金制度は、1875年に「細民ヲシテ節儉ノ余金ヲ蓄積セシムル」ことを目的として創設され、その後、日露戦争や太平洋戦争等の戦費の調達等のための貯蓄奨励に大きな役割を果たし、また戦後は財政投融资制度の原資<sup>2</sup>として国民生活の向上や日本経済の発展成長に大きく寄与してきた。しかし、その一方で官業である郵便貯金の運営主体である郵政省と民間金融機関の間では、郵便貯金の在り方について様々な議論が展開された。特に1960年代後半に入ると、郵政省から郵政事業

<sup>1</sup> 政府・日本郵政や全銀協等の主な動向は別表1もご参照されたい。

# 自己資本比率規制のこれまでの変遷について

## ～全国銀行協会における対応にも付言して～

一般社団法人全国銀行協会金融調査部 田 出 有 紀

はじめに

I. バーゼルⅠの枠組み

II. バーゼルⅡの枠組み

III. バーゼルⅢ

おわりに

### はじめに

1988年7月、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)は、「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」(バーゼルⅠ合意の枠組み)を公表した。これは、国際業務に携わる銀行の自己資本充実度に関する監督規制を国際的に統一するため、自己資本充実度の測定に関し合意された枠組みの詳細および達成すべき最低基準を示したものである<sup>1</sup>。

この文書から始まる一連の自己資本比率に関する国際的な規制は、バーゼル銀行監督委員会による自己資本比率規制と称され、金融危機、金融サービスの多様化、金融テクノロジーの進展、経営環境の変化等を受けて、数回に渡り見直しが行われてきた。また、現在は、2007年から2008年にかけて発生した金融危機により、規制の枠組みをさらに強化することを目的として見直しが行われており、バーゼルⅢと呼ばれる新しい枠組みとなっている。

本稿では、自己資本比率規制のこれまでの

国際的な動きや国際合意を受けた国内規制の変遷を概観するとともに、それらへの銀行界の対応についても付言することとしたい。

なお、本稿のうち意見にわたる部分は執筆者の私見であり、当協会の見解を示すものではない。また、文中に登場する名称および肩書き等は当時のものを使用している。

### I バーゼルⅠの枠組み

(1) 英米共同提案からバーゼルⅠの枠組み合意

① 英米共同提案

1987年1月8日、米国の銀行監督当局である連邦準備制度理事会(FRB)、通貨監督官(OCC)および連邦預金保険公社(FDIC)と、英国のイングランド銀行(BOE)は、「アメリカ合衆国連邦銀行監督機関およびイングランド銀行の1次資本および自己資本充実度評価に関する合意提案<sup>2</sup>」(以下「英米共同提案」という。)を公表した。

英米共同提案は、自己資本比率の算出に当

<sup>1</sup> 金融庁「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」(仮訳) [http://www.fsa.go.jp/inter/bis/bj\\_20010112\\_1.html](http://www.fsa.go.jp/inter/bis/bj_20010112_1.html)

<sup>2</sup> 全国銀行協会連合会、「翻訳資料『アメリカ合衆国連邦銀行監督機関およびイングランド銀行の1次資本および自己資本充実度評価に関する合意提案』」、全国銀行協会連合会『金融』第480号(1987年3月)20-26頁